

国保・老人保健のお知らせ

入院の際には
お忘れなく

限度額適用認定証

限度額適用・標準負担額減額認定証

の年次更新および新規交付申請について

国民健康保険で70歳未満の人は、申請により交付された認定証を医療機関に提示すれば、入院時の医療機関窓口でのお支払いは、自己負担限度額までとなります。

国民健康保険で70歳以上（前期高齢者）の人および老人保健（社保の人を含む、以下同じ）の人で低所得の人は、申請により交付された認定証を医療機関に提示すれば、医療機関窓口でのお支払いは、低所得の自己負担限度額までとなります。一定以上所得者と一般の人は、制度上、入院時の医療機関窓口でのお支払いは、もともと自己負担限度額までになっていますので、申請の必要はありません。（下表青色部参照）

仮に、認定証を提示しなくても、国民健康保険（年齢にかかわらず）の人も、老人保健の人についても、自己負担限度額を超えた医療費は、高額医療費としてあとから申請により償還されます。

住民税非課税世帯、低所得の人は、申請により交付された認定証を医療機関に提示すれば、食事の負担額が減額されます。ただし、あとからの申請では減額されませんので、入院の際に認定証の交付申請を忘れずに行ってください。

国民健康保険で70歳未満の人

	入院時食事標準負担額	自己負担限度額 (入院時および世帯)
上位所得者	260円	150,000円 (総医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)ただし、年間4回目以降は、83,400円
一般		80,100円 (総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)ただし、年間4回目以降は、44,400円
住民税非課税世帯	210円 (入院日数が90日を超えると160円)	35,400円 ただし、年間4回目以降は、24,600円

上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯です。

国民健康保険で70歳以上(前期高齢者)の人および老人保健の人

	入院時食事標準負担額	自己負担限度額 (入院時および世帯)
一定以上所得者	260円	80,100円 (総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)ただし、年間4回目以降は、44,400円
一般		44,400円
低所得	210円 (入院日数が90日を超えると160円)	24,600円
	I 100円	15,000円

低所得とは、以下の住民税非課税世帯の人
低所得とは、住民税非課税世帯で収入が一定基準以下の人
税制改正に伴う経過措置により、世帯員の一部が課税であっても、低所得に該当する場合があります。

また、現在交付されている認定証は7月末までの有効期限になっています。認定証の年次更新が必要な人は、7月下旬に最寄りの各支所市民サービス課で年次更新手続きをしてください。

認定証の年次更新・新規交付申請については、下記のものをご持参ください

認定証（交付されている人）

国民健康保険証、老人保健で社保の人は健康保険証

老人保健法医療受給者証（老人保健の人）

国保高齢受給者証（70歳以上の交付されている人）

入院日数を証明する領収書等（住民税非課税世帯および低所得で入院日数が90日を超える場合、手もとにあるもの）

印鑑（認印）

問い合わせ 医務国保課 62-1123

平成 19 年度の介護保険料が決まりました

～ 第 1号被保険者(65 歳以上の人)の介護保険料 ～

介護保険料は毎年 7 月に決定し、納入通知書を被保険者の皆さんにお送りします。
年度の途中で 65 歳になる人については、そのつど納入通知書をお送りします。

保険料の納め方は「特別徴収」と「普通徴収」があります

特別徴収... 年金からあらかじめ保険料が差し引かれます

- 対象者** ・年金(老齢基礎年金・退職年金・遺族年金・障害年金)が年額 18 万円以上の人
- 納付方法** 保険料は年金支給月(年 6 回偶数月)に、支給される年金から天引きされます。
前年度から継続して特別徴収の人の介護保険料は 4・6・8 月(仮徴収)と 10・12・2 月(本徴収)に区別されます。
4 月は前年度の 2 月の介護保険料と同額です。
10・12・2 月は 6 月以降に確定する前年の所得をもとに、年間の介護保険料を算出し、そこから 4・6・8 月に納めた保険料を除いた金額を 3 回に振り分けて年金から天引きされます。

普通徴収... 納付書、口座振替で保険料を納めていただきます

- 対象者** ・年度の途中で 65 歳になった人や三豊市に転入した人
・平成 19 年 4 月 1 日現在で年金(老齢基礎年金・退職年金・遺族年金・障害年金)を受給していない人
・年金が年額 18 万円未満の人
・年金の種類が老齢福祉年金・恩給等のみの人
・年金が年額 18 万円以上であるが、年金の受給権を担保に借り入れをしている人
または現況届けの提出遅れにより年金が差し止められた人
・保険料額が年度の途中で変更になった人
- 納付方法** 納付書で納付する方法と、口座振替で納付する方法があります。便利で安全な口座振替をお勧めします。各納期限(口座振替日)は、月末(ただし 12 月は 25 日)です。

平成 19 年度の介護保険料

三豊市の介護保険料基準額は年額 44,400 円(月額 3,700 円 × 12 カ月)です。

個人の保険料は、基準額をもとに本人の市民税の課税状況や所得、世帯の市民税の課税状況に応じて 6 段階に分かれます。

前年所得 125 万円以下の人で、平成 17 年度の税制改正の影響により保険料段階区分が上がった人に対しては、保険料負担の急増を避けるため、平成 18 年度に引き続き平成 19 年度も保険料率を段階的に調整する激変緩和措置を設けています。

所得段階		調整率	保険料(年額)
第 1 段階	生活保護の人・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	× 0.50	22,200 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税の人で、前年の合計所得金額と年金収入の合計が 80 万円以下の人	× 0.50	22,200 円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税の人で、第 2 段階に該当しない人	× 0.75	33,300 円
第 4 段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人	× 1.00	44,400 円
	税制改正により第 1 段階から変更になった人	× 0.83	36,900 円
	税制改正により第 2 段階から変更になった人	× 0.83	36,900 円
第 5 段階	税制改正により第 3 段階から変更になった人	× 0.91	40,500 円
	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円未満の人	× 1.25	55,500 円
	税制改正により第 1 段階から変更になった人	× 1.00	44,400 円
	税制改正により第 2 段階から変更になった人	× 1.00	44,400 円
第 6 段階	税制改正により第 3 段階から変更になった人	× 1.08	48,000 円
	税制改正により第 4 段階から変更になった人	× 1.16	51,600 円
第 6 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上の人	× 1.50	66,600 円

問い合わせ 税務課 62-1114 介護保険課 62-1124